**○防衛省令第十四号**

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、防衛省定員規則を次のように定める。

平成二十七年十月一日

防衛大臣　中谷　元

防衛省定員規則

（本省及び防衛装備庁の定員）

**第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。

| 区分 | 定員 | 備考 |
|---|---|---|
| 本省 | 一九、七八八人 | うち、二九人は、一般職の職員の定員とする。 |
| 防衛装備庁 | 一、三七三人 | |
| 合計 | 二一、一六一人 | |

（本省及び防衛装備庁の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び地方支分部局別の定員）

**第二条**　本省及び防衛装備庁の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び地方支分部局別の定員は、前条に定める本省又は防衛装備庁の定員の範囲内において、防衛大臣が別に定める。

**附　則**

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

**○防衛省令第十五号**

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十四条第三項、第二百十五条第二項、第二百十六条第三項、第二百十七条第三項、第二百十八条第二項、第二百二十条第二項、第二百二十一条第二項及び第二百二十二条第二項の規定に基づき、並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）及び防衛省組織令を実施するため、防衛装備庁施設等機関組織規則を次のように定める。

平成二十七年十月一日

防衛大臣　中谷　元

防衛装備庁施設等機関組織規則

目次

第一章　施設等機関
　第一節　航空装備研究所（第一条―第十一条）
　第二節　陸上装備研究所（第十二条―第十九条）
　第三節　艦艇装備研究所（第二十条―第二十八条）
　第四節　電子装備研究所（第二十九条―第三十七条）
　第五節　先進技術推進センター（第三十八条―第四十一条）
　第六節　札幌試験場（第四十二条・第四十三条）
　第七節　下北試験場（第四十四条・第四十五条）
　第八節　岐阜試験場（第四十六条・第四十七条）
第二章　雑則（第四十八条）
附則

**第一章**　施設等機関

**第一節**　航空装備研究所

（位置）

**第一条**　航空装備研究所は、立川市に置く。

（所長）

**第二条**　航空装備研究所に、所長を置く。

2　所長は、航空装備研究所の業務を掌理する。

（研究企画官）

**第三条**　航空装備研究所に、研究企画官一人を置く。

2　研究企画官は、命を受けて、航空装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。

（航空装備研究所に置く部）

**第四条**　航空装備研究所に、次の四部を置く。

管理部
システム研究部
航空機技術研究部
誘導武器技術研究部

（管理部の分課）

**第五条**　管理部に、次の二課を置く。

総務課
会計課

（総務課の所掌事務）

**第六条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。
二　所長の官印及び研究所印の保管に関すること。
三　公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四　職員の人事、教養及び給与に関すること。
五　職員の福利厚生に関すること。
六　秘密の保全に関すること。
七　所内の事務の総括に関すること。
八　前各号に掲げるもののほか、航空装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。

（会計課の所掌事務）

**第七条**　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
二　行政財産の管理並びに物品の取得及び管理に関すること。

（システム研究部の所掌業務）

**第八条**　システム研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　航空機のシステム化に関すること。
二　航空機用機器のシステム化に関すること。
三　誘導武器のシステム化に関すること。
四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。

（航空機技術研究部の所掌業務）

**第九条**　航空機技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　航空機及び誘導武器の要素技術（装備品等（防衛省設置法第四条第十三号の装備品等をいう。以下同じ。）のシステム化に必要な要素となる技術をいう。以下同じ。）であって機体に関すること。
二　航空機の要素技術であってぎ装に関すること。
三　航空機用機器の要素技術に関すること。
四　前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。